

墨田区における放課後子ども総合プランの推進について

1 概要

平成 26 年 7 月、厚生労働省と文部科学省が共同して「放課後子ども総合プラン」を策定し、共働き家庭等の「小 1 の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、学童クラブ及び放課後子ども教室の平成 31 年度までの計画的な整備等を進めることとされた。

このことから、本区では、平成 27 年 3 月策定の墨田区次世代育成支援行動計画の中に「放課後子ども総合プラン」の行動計画を盛り込み、平成 31 年度までの 5 年間における事業目標を設定するとともに、教育や福祉などの多様な機関と連携する委員会を設置し、本区における放課後対策のあり方について十分な協議を行い、指針を示すこととした。

これを受けて、平成 27 年 8 月に設置した放課後子ども総合プラン推進委員会での協議を行った結果、放課後子ども総合プランを推進していくための指針を本書のとおり取りまとめることとする。

なお、今後の子ども・子育て会議において、児童館のあり方も含め学齢期全体の施策について議論されることから、その内容も踏まえ、必要に応じて墨田区における放課後子ども総合プランの見直しを行うものとする。

2 放課後対策の現状

(1) 児童館及び学童クラブ

本区においては、小学校 2 校に、ほぼ 1 館の割合で児童館を配置し、児童館を中心に異年齢交流、地域の他校児童との交流による人間形成、社会形成、自立支援への活動を援助してきた。

特に、学童クラブの施策においては、児童の情緒の安定を図るとともに、放課後の豊かな生活を保障する観点から、児童の学校管理下での学校生活関係から距離を置くことを原則として、児童館にこれを設置し、運営も専門職としての児童館職員を配置してきた。

さらに、その地域で待機児童が生じている場合には、学校の余裕教室等を活用し、児童館学童クラブ分室として整備し、出入口や部屋の配置も他の教室の児童の動線と分けるような物理的配慮を図る一方、運営においては、本館児童館の指定管理者に運営を委託し、本館と連携した一体的な児童育成を行ってきている（児童館等 14 か所、小学校 12 校で学童クラブ実施）。

墨田区の児童館の健全育成事業は、学童クラブの登録児童も一般来館の児童も共に自由に参加できる活動プログラムを用意するとともに、クラブ登録児童については、児童館の中で専門の指導員の支援の下、様々な異年齢交流、他校児童交流を行いながら、遊びを通して人間形成、社会性形成を図り、高学年に向かっての自立を促す活動を組織的意図的に行っており、放課後子ども総合プランの理念を児童館において実現しているところである。

事業の効果

- 子ども・子育て支援法による地域子育て支援拠点として、保護者支援に貢献している。
- 健全育成推進の核として、子どもの成長過程の各段階において、大きな役割を果たしている。
- 学童クラブは家庭・学校とは別の第三の居場所となっている。

事業の課題

- 築年数が50年近くとなるものもあるなど児童館の老朽化が進んでおり、更新時期を迎えている。
- 毎年学童クラブの拡大を図っているものの、待機児童は依然として解消されていない。

児童館を中心に学童クラブ事業を行うメリット・デメリット

(メリット)

- 一般来館の児童と一緒に自由に参加できる活動プログラムを用意するとともに、乳幼児から高校生までの様々な異年齢交流、他校児童交流、地域団体との交流を行うことで、遊びを通じた人間形成、社会形成を図り高学年に向かって自立を促す活動を意図的・組織的に行える。
- 学校から距離を置くことで、学校生活との切り替えがつけやすい。
- 学校のルールにとらわれず(学校=フォーマルな場所)、家庭と同じような寛いだ雰囲気の中で育成ができる。
- クラブ室のみでなく、児童館全体を遊び場として利用できる。

(デメリット)

- 学童クラブへの通所に時間がかかり、移動の際に事故等に遭う場合がある。
- 他校の児童と交流する環境になじめず、学童クラブに居づらくなることもある。

(2) 放課後子ども教室

本事業は、区立小学校の校庭や余裕教室等を利用して、放課後の児童の安全・安心な居場所を設け、保護者や地域住民の参画を得ながら、児童に遊びの場や学習、文化芸術活動、交流活動等の機会を提供することにより、地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境を構築するものである。

本区においては、他の多くの区市町村とは異なり、地域の人材発掘や社会全体で児童を見守るという観点から、地域住民や保護者などから組織された運営委員会に事業を委託し、実施している。

実施状況

- いきいきスクール事業

校庭での自由な遊びに加え、体育館や図書室等特別教室を活用して、学習や体験・交流活動等を実施している。

平成 19 年度から緑小学校、平成 20 年度から第三吾嬬小学校、

平成 27 年 9 月から立花吾嬬の森小学校で開始

○ 校庭開放型事業

見守りボランティアの配置による安全な環境の下で、校庭等での自由な遊びを実施している。

平成 23 年度以降、準備の整ったところから開設し、13 校で実施

(外手小学校、二葉小学校、錦糸小学校、中和小学校、言問小学校、柳島小学校、両国小学校、菊川小学校、第四吾嬬小学校、第一寺島小学校、曳舟小学校、中川小学校、押上小学校)

事業の効果

- 放課後の居場所を学校につくることで、児童の安全を確保できるとともに、校庭での自由な遊びや学習、文化芸術活動、交流活動等を通じて、子ども達の体力向上や学力向上に寄与している。
- 地域住民や異学年など、異年齢同士の交流を図ることで、児童の社会性、コミュニケーション能力を育てている。
- 地域住民や保護者の協力を得ることで、地域の健全育成に資する人材発掘に繋がるとともに、地域と学校、行政の協力関係ができ、社会全体で児童を見守る意識が形成されている。

事業の課題

- 調整業務を行うコーディネーターや見守りボランティアの確保
- 現在未実施となっている 9 校における事業の開始
- 校庭開放型実施校における、多様なプログラムの実施

3 今後の放課後対策

学童期は、異年齢児も交えた友達と戸外で遊ぶことが大事な時期でもあるが、昨今、家の中で遊ぶ子どもも増えている。このような状況下では、子どもの社会性が育ちにくくなるなど、健やかな成長への影響が懸念されることから、子ども同士の遊びと交流の場が保障される必要がある。

「放課後子ども総合プラン」では、共働き家庭等の「小 1 の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安心・安全に過ごし、多様な体験・交流活動を行うことができるよう、同一小学校内等で学童クラブ及び放課後子ども教室を実施していくことを目標としている。

本区では上記のとおり、専門職としての児童館職員による多様な体験・交流活動を実施していることや、学校から距離を置くことで、学校生活との切り替えがつけやすいことなど、メリットが大きいと考えられるため、児童館を中心に学童クラブ事業を展開している。

また、先に報告のあった「今後の墨田区における健全育成施策と期待される児童館の役割（墨田区子ども・子育て会議学齢部会専門委員会報告）」にあるとおり、児童館は子ども同士の遊びと交流の場の保障や安心・安全な居場所となるなど、健全育成施策の中核的活動施設としての役割が期待される。

加えて、本区では児童数の増加により、普通教室の必要数も増加見込みであること、また、平成 30 年度までに特別支援教室を小学校全校に設置することも求められていることから、新たに学校内に学童クラブを設置するために、余裕教室から転用することは困難な状況である。

これらのことから、今後の放課後対策については、引き続き、児童館を活用しながら、学校や放課後子ども教室との連携を強化し、一層内容の充実を図っていくこととする。

連携の具体的な方策としては、放課後子ども教室及び児童館・学童クラブ関係者による情報の共有化や連絡体制の強化、また、全ての就学児童が参加することができる共通プログラム（スポーツ・文化活動等）などを実施していく。

（１） 児童館及び学童クラブ

児童館については、墨田区次世代育成支援行動計画の中でも掲げているとおり、児童館内に子どもを取り巻く問題を継続的に解決していく場を設けるとともに他の関係機関との連携を図りながら、学校等への支援を行うといったサポート機能を向上させることや職員の質の向上を図るための研修を実施するなど、児童館機能の一層の充実を図っていく。

また、イベントや行事への参加を通じて、地域との連携の強化を引き続き進めていく。

学童クラブについては、同計画の中で平成 31 年度までに合計 42 か所設置することなどを事業目標としているが、上記のとおり学校内への設置は困難な状況であることから、その他の区有施設等を活用した設置を検討する。

なお、平成 27 年度内に両国地区に学童クラブを新設し、平成 28 年度も新規の学童クラブを 1 か所設け、平成 31 年度末までに全小学校区へ学童クラブを設置する。待機児童の生じている学区域についても学童クラブの設置を進めていく。

（２） 放課後子ども教室

放課後子ども教室事業については、児童に遊びの場や学習、文化芸術活動、交流活動等の機会を提供し、社会性・自主性・創造性等の豊かな人間性を涵養(かんよう)するとともに、地域社会全体の教育力の向上を図り、地域の活性化や子どもが安心して暮らせる環境づくりを推進するため、引き続き、全校での実施を目指し、取り組んでいくこととする。

いきいきスクール事業実施校

いきいきスクール事業は、学童クラブ登録者を含めた全ての就学児童を対象として、校庭での自由な遊びに加え、学習や体験・交流活動等を行っており、放課

後子ども総合プランの趣旨に沿った内容であることから、今後も継続して実施していくこととする。

校庭開放型事業実施校

校庭開放型事業は地域住民等の参画を得て実施し、すでに各学校において定着していることから、今後も継続して実施していくこととする。

ただし、放課後子ども総合プランの趣旨に沿ったものとしていくため、児童館及び学童クラブとの連携や民間事業者への委託により、学童クラブとの共通プログラム（スポーツ・文化活動等）を実施し、事業内容の充実を図っていく。

未実施校

未実施校については、今後も引き続き、事業実施を地域に働きかけるとともに、近隣児童館も活用していく。

また、状況に応じて民間事業者への委託についても検討していく。

(3) 学童クラブと放課後子ども教室の連携

放課後子ども総合プランにおいては、すべての小学校区で学童クラブ及び放課後子ども教室を一体的に又は連携して実施することを目標としている。一体型とは、学童クラブと放課後子ども教室の児童が、同一の小学校内等の活動場所において、共通プログラムに参加できるものをいい、連携型とは、少なくとも一方の事業は小学校内等以外にあるが、両事業の児童が共通プログラムに参加できるものをいう。

本区においては、学校施設の状況、学童クラブ及び放課後子ども教室の整備計画等を踏まえ、墨田区次世代育成支援行動計画の中で、一体型 12 校、連携型 13 校の実施を目標に設定し、取り組んでいくこととしている。

今後は、一体型、連携型のいずれのタイプにおいても、全ての就学児童と一緒に学習や体験活動が行えるように放課後子ども教室及び児童館・学童クラブ関係者が連携して、共通プログラムの実施を検討していく。その際に両事業の連絡体制や事故発生時の責任の所在等について明確にする必要がある。

この具体的な方策として、以下のとおり取り組んでいく。

各校放課後子ども教室運営委員会の整備

各校で設置されている放課後子ども教室運営委員会に児童館・学童クラブ関係者を加え、情報共有を図るとともに、学童クラブ登録児童の放課後子ども教室への参加に関するルールや連絡体制、事故等発生の際の責任の明確化などについて、検討する。

共通プログラムの実施体制

共通プログラムの実施に向け、企画段階から放課後子ども教室のコーディネーターと児童館・学童クラブ支援員が連携してプログラムの内容・実施日等を検討する。

(4) 学校施設の活用

本区では普通教室の必要数の増加や特別支援教室の全校設置等の問題から、余裕教室の活用は困難な状況である。

しかし、放課後子ども教室事業を推進していくにあたっては、学習や多様なプログラムを実施するスペースが必要となることから、今後、校庭や体育館のほか、ランチルーム、図書室、家庭科室等の特別教室を学校教育で使用していない時間帯に活用していくこととする。

また、特別教室等の使用にあたっては、教室配置や高学年の授業終了時間等に配慮し、各学校の状況に応じて調整を行う。

(5) 教育委員会と福祉部局の連携

放課後子ども総合プラン推進委員会の開催

教育委員会、福祉部局、学校関係者、PTA、教育関係団体及び児童館・学童クラブ関係者等からなる推進委員会において、放課後子ども総合プランの進捗状況を確認するとともに、より効果的な事業の実施について検討する。

総合教育会議の活用

放課後子ども総合プラン推進委員会で議論された内容を総合教育会議に情報提供し、区長及び教育委員会の共通認識を図る。